

令和7年度橋梁点検結果登録等業務委託

仕様書

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 令和7年度橋梁点検結果登録等業務委託（以下「本業務」という。）は、令和7年度に実施した橋梁点検における点検調書を国土交通省が管理する全国道路施設データベースに登録するほか、関連データを用いて国土交通省からの道路メンテナンス調査に関する各様式に反映することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、岡山市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する本業務に適用するものである。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 国土交通省公共測量作業規定
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (4) 施設現況調査要項（国土交通省道路局企画課）
- (5) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）
- (6) 岡山市契約規則（平成元年岡山市規則第63号）
- (7) 個人情報の保護に関する法律
- (8) 岡山市個人情報保護条例
- (9) 岡山市調査、設計、測量業務共通仕様書
- (10) その他の関係法令

(業務概要)

第4条 本業務の概要は、下記のとおりである。

(1) 橋梁点検結果登録等

- ・全国道路施設データベースへの登録処理
- | | |
|------------------------|--------|
| 計画準備 | 1式 |
| 点検結果の登録 | 1式 |
| 点検結果の照査・修正 | 2,350橋 |
| 全国道路施設データベースへの入力 | 50橋 |
| 道路台帳補正の状況整理 | 1式 |
| 道路台帳補正による異動情報反映（新規・削除） | 30橋 |

(2) 作業範囲

岡山市内全域

(品質管理基準)

第5条 個人情報保護の観点から情報セキュリティマネジメントシステム認証及びプライバシーマークの資格を取得し、その規定に則り情報管理を行うものとする。
また、品質管理基準として、IS09001（品質マネジメントシステム）に従い業務を遂行することとする。

(業務の期間)

第6条 本業務の履行期間は、契約日から令和8年5月29日とする。

(疑義)

第7条 本仕様書及び成果品の作成要領に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。
甲において必要と認めたときは、作業の変更、又は中止をすることがある。この場合の変更について委託変更契約書に明記されていない場合は、甲、乙の協議により定めるものとする。尚、変更による必要な工期は別に定めるものとする。

(作業実施計画)

第8条 本事業を実施するにあたり乙は、甲と協議のうえ、以下の書類を作成し提出するものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者等通知書及び経歴書
- (5) 品質マネジメントシステム（IS09001）登録証明書の写し
- (6) 環境マネジメントシステム（IS014001）登録証明書の写し
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（IS027001）登録証明書の写し
- (8) プライバシーマーク（JISQ15001）登録証明書の写し

(主任技術者等)

第9条 乙において選任する主任技術者は、測量士資格を有し全国道路施設点検データベースの作業及び甲の道路台帳補正業務に精通した者とする。

主任技術者は、甲に対し、仕様書等に定められた範囲内での業務遂行をするものとする。

照査技術者については、公益社団法人日本測量協会が認定した空間情報総括監理技術者の資格を有する者を配置することとする。

(関係官公署との折衝)

第 10 条 本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合で、甲との協議を要するものについては指示を受けて折衝するものとする。

(損害の賠償)

第 11 条 本業務遂行中に乙が甲並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は乙が負うものとする。

(貸与資料)

第 12 条 本事業を実施するうえで必要な資料は、甲より認められた主任技術者が貸与を受けるものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。また、本業務にて貸与した関係書類は、作業終了後甲に返還しなければならない。

(作業経過の報告)

第 13 条 本事業の実施期間中において乙は、甲と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について乙は、その都度別に定める「作業経過の報告」を提出するものとする。

(成果品の検査・納品)

第 14 条 本業務の成果品については、主任技術者立会いのうえ甲の検査を受けるものとする。前項の成果品は、甲の検査完了後、納品するものとする。

(成果品の瑕疵)

第 15 条 納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は、甲の指示に従い必要な処理を乙の負担において行うものとする。成果物の納入後 1 年を保証期間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、乙の責任において関連する項目を再検査し、不良個所を修正するものとする。

(成果品の帰属)

第 16 条 本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用、流用してはならない。

成果物のうち本業務で作成されたデータ類の著作権は、甲に属する。

(守秘義務)

第 17 条 乙は、本事業の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

(ウィークリースタンスの推進)

第 18 条 本業務は、ウィークリースタンスの対象業務とする。

(1) 以下の①～⑧について受発注者の協力のもと取り組むものとする。

- ① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- ② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び 16 時以降に打合せはしない。
- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
- ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
- ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時間内に完了する。
- ⑦ 昼休みや午後 5 時以降開始の打合せをしない。
- ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないように配慮する。）

(2) ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に甲乙の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定するものとする。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。

(3) 甲及び乙は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

(4) 成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を甲乙双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有するものとする。なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手したものを使用することとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>

(ワンデーレスポンスの推進)

第 19 条 甲及び乙は、ワンデーレスponsに務めるものとする。ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をするものとする。

第 2 章 橋梁点検結果登録等

(計画準備)

第 20 条 作業にあたり、必要な人員や工数を確認し、適切な工程管理を行うものとする。また、必要なデータに過不足が無いか確認し、必要に応じて発注者よりデータを貸与するものとする。全国道路施設点検データベースの登録作業にあたっては、データベースを管理する外部機関へ申請書を作成・提出し、登録環境を受注者にて調整す

るものとする。

(点検結果の登録・点検結果の照査および修正・全国道路施設データベースへの入力)

第 21 条 発注者より貸与される令和 7 年度に実施した点検における点検調書を、国土交通省が管理する全国道路施設データベースに登録するものとする。

登録にあたっては全ての点検調書の内容を転記した一覧表を作成し、甲と登録内容を確認したうえで、必要に応じて点検調書の修正（点検調書のファイル名の修正、内容の確認を含む）を行うものとする。

また、点検結果の登録に加えて、全国道路施設データベースに登録済の橋梁諸元情報についても、令和 7 年度点検結果で既存情報との乖離がある場合は、甲乙協議の上で修正方針を決定するものとする。全国道路施設点検データベースに登録のない新規登録橋梁については、点検結果の登録のみではなく、基礎となる橋梁諸元情報についても登録を行うものとする。点検結果のみで判断できない諸元情報については、道路台帳情報を参考に登録するものとする。

修正・登録作業については、国土交通省が指定する期日までに完了し報告すること。なお、期日については発注者より速やかに情報提供するものとする。

(道路台帳補正の状況整理)

第 22 条 甲より貸与される令和 7 年度の道路台帳補正の成果より、異動情報（新設・廃止・架替）の整理を行うものとする。整理を行うものは各調書データ及び道路台帳平面図データを参考に、新設・廃止・架替のみを原則とし、改良で修正されたものは甲乙協議の上で決定するものとする。

整理した情報は一覧表に取り纏め、全国道路施設データベースへの反映について甲乙協議の上決定するものとする。

(道路台帳補正による異動情報反映)

第 23 条 前条で協議決定した異動情報（新設・廃止・架替）に基づき、全国道路施設データベースの更新を行うものとする。更新は廃止橋梁の削除対応を原則とし、甲から指示がある場合はその他更新についても対応を行うものとする。

また、更新内容の一覧を作成すること。

(道路メンテナンス調査様式への反映)

第 24 条 第 21 条～第 23 条で反映された全国道路施設データベースの登録情報及び、甲から貸与される関連データを基に、以下の国土交通省からの道路メンテナンス調査様式への反映を行うものとする。

(1) 点検者情報・点検における新技術の活用状況の整理

(2) その他指示のあるもの

(打合せ協議)

第 25 条 本業務を適正かつ円滑に実施する為、甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、また、各課との打合せにおいても、その内容について、その都度記録し、甲と確認をとるものとする。

第 3 章 その他

(完了検査)

第 26 条 乙は、全作業工程を完了したときは、甲の定める委託完了届を提出して甲の検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本件委託作業を完了したものとする。なお、全作業工程の完了後、速やかに作業報告書を提出するものとする。

(成果納品について)

第 27 条 成果品の納入場所は、岡山市道路港湾管理課を基本とするが、それぞれの成果品については、乙は甲の指示に従って納入するものとする。

第 4 章 成果品

(成果品)

第 28 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。ドキュメント類については、印刷 1 部と電子媒体とする。電子媒体によるデータ納品については全てウィルス対策ソフトにて検収後、納品を行うものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 全国道路施設データベース：点検データ登録リスト | 1 式 |
| (2) 台帳補正異動情報整理及び更新対応一覧 | 1 式 |
| (3) 道路メンテナンス調査様式データ | 1 式 |
| (4) 業務報告書 | 1 式 |